

名護市許田の野球場における米軍ヘリ不時着に対する意見書

米軍のUH-1 多用途ヘリコプター1機が3月6日午後8時20分頃、名護市許田の野球場に不時着した。沖縄防衛局から電話での第一報として、午後8時48分に市担当者へ「UH-1が名護市へ予防着陸した」、「危険物質・武器の積載はなし、機体の損傷なし」との連絡があった。米軍ヘリは午後10時40分過ぎに離陸し、普天間飛行場へ向かった。第1海兵航空団は、「点検の結果、飛行継続は安全と判断された」と説明した。不時着したのは米カリフォルニア州の第3海兵航空団の隷下部隊、第369海兵軽攻撃ヘリ飛行隊の所属と明らかにした。

米軍のUH-1ヘリは、2024年11月に国頭村宜名真の国道58号沿いの草地、2024年6月にもうるま市津堅島の畑に不時着しており、繰り返し民間地への不時着事案を起こしている。

今回米軍は、定期訓練中に警告表示が出たため「予防着陸した」という。後に沖縄防衛局から「ナイターの明かりがついていたから一番安全だろうということで降りた」との説明があったとされるが、近くには定期訓練や夜間訓練等で使用されるヘリコプター等の離着陸帯もあり、そこへの予防的着陸も試みることが可能であったと推測される。今回のように民間地である野球場へ不時着したことは、大変に遺憾である。

このような状況の中、不時着した現場は住宅が近くにあり、当時は少年野球チームが練習中でもあったことから、一歩間違えれば人命に関わる大惨事となりかねない。

よって、名護市議会は市民の生命及び財産を守るため、名護市許田の野球場における米軍ヘリの不時着に対し、以下について強く要請する。

記

- 1 原因の徹底究明及び再発防止策を講ずるよう申し入れること。
- 2 具体的な安全対策としての整備方法や運行方法の改善を申し入れること。
- 3 学校や住宅地の上空での飛行訓練の中止などを申し入れること。
- 4 緊急時等における適時・適確な連絡体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月26日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、衆議院議長、
参議院議長、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、
沖縄防衛局長